



# 佐賀県公報

平成16年  
9月30日  
(木曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規 則

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (五六・会計課) 一

### 告 示

◎佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正 (六一一・総務法制課) 三

◎佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正 (六一二・" ) 三

◎指定金融機関等の指定の一部改正 (六一三・会計課) 三

### 訓 令 甲

◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (二五・県土づくり本部) 三

### 教育委員会事項

◎佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正 (告示・四) 四

◎佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正 ( " ・五) 四

### 公安委員会事項

◎佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正 (告示・二) 四

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第五十六号)

1 母子寡婦福祉資金の償還金を郵便局においても収納できることとする

## ○ 規 則

に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)  
2 この規則は、平成一六年一〇月一日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

### ●佐賀県規則第五十六号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号(県営住宅用)、様式第十三号(県営住宅用)及び様式第十四号(県営住宅用)中「（海味印）」を「（海味印及び母子寡婦福祉資金印）」に改める。

様式第十二号(個別システム手書用)、様式第十三号(個別システム手書用)及び様式第十四号(個別システム手書用)の次に次の三様式を加える。

様式第14号 (母子寡婦福祉資金手書用)  
㊦ 納入領収済通知書

(住所) 〒  
(氏名)  
様

システム区分	測定区分	収支	所 属			
			科目	款 項	目 節	事 項
1	3 4	5 6	7	12		
年度	会計	繰越	科目	款 項	目 節	事 項
13	15 16	17 18		19	21	23 25 27 29

カード区分  
31 32 33

納入期限  
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59  
年 月 日

納入場所  
佐賀県指定金融機関  
佐賀県指定代理金融機関  
佐賀県収納代理金融機関  
九州管内のすべての郵便局  
(沖縄県を除く)  
口座番号  
加入者名 佐賀県

領収日付印 102 108

公金収納日付印

取りまじめ郵便局  
佐賀中央郵便局  
郵便番号840-8799

(証券納入 円) (出納局用)

様式第13号 (母子寡婦福祉資金手書用)  
㊦ 納 入 書  
佐賀県

(住所) 〒  
(氏名)  
様

システム区分	測定区分	収支	所 属			
			科目	款 項	目 節	事 項
年度	会計	繰越	科目	款 項	目 節	事 項

カード区分

納入期限  
年 月 日

納入場所  
佐賀県指定金融機関  
佐賀県指定代理金融機関  
佐賀県収納代理金融機関  
九州管内のすべての郵便局  
(沖縄県を除く)  
口座番号  
加入者名 佐賀県

領収日付印

(証券納入 円) (金融機関用)  
(承認番号)

様式第12号 (母子寡婦福祉資金手書用)  
㊦ 納入通知書兼領収証書

(住所) 〒  
(氏名)  
様

システム区分	測定区分	収支	所 属			
			科目	款 項	目 節	事 項
年度	会計	繰越	科目	款 項	目 節	事 項

カード区分

納入期限  
年 月 日

納入場所  
佐賀県指定金融機関  
佐賀県指定代理金融機関  
佐賀県収納代理金融機関  
九州管内のすべての郵便局  
(沖縄県を除く)  
口座番号  
加入者名 佐賀県

領収日付印

(収支等命令者)  
(証券納入 円) (納入義務者用)

年 月 日

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県財務規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

○ 告 示

●佐賀県告示第六百一十一号

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの(平成十四年佐賀県告示第五百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項に規定する法人のうち、」を削り、「資本金」を「出資金」に、「二分の一以上」を「四分の一以上」に改める。

●佐賀県告示第六百一十二号

佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの(平成十四年佐賀県告示第五百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項に規定する法人のうち、」を削り、「資本金」を「出資金」に、「二分の一以上」を「四分の一以上」に改める。

上」を「四分の一以上」に改める。

●佐賀県告示第六百一十三号

指定金融機関等の指定(平成十三年佐賀県告示第六百一十三号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

三の表中「」 西日本銀行」を「」 西日本シティ銀行」に、

株式会社福岡シティ銀行	株式会社福岡シティ銀行
佐賀共栄銀行	佐賀共栄銀行

株式会社佐賀共栄銀行	株式会社佐賀共栄銀行
「	「

「県営住宅使用料」を「県営住宅使用料及び母子寡婦福祉資金償還金」に改める。

○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第十五号

佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

平成十六年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条中第十号の七を第十号の八とし、第十号の三から第十号の六までを一

号ずつ繰り下げ、第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 道路法第四十七条の二の規定による特殊車両通行の許可に関するこ  
と。

第三条第十号の八の次に次の一号を加える。

十の九 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十二条の規定に  
よる車両の認定に関すること。

附則

この訓令は、平成十六年十月一日から施行する。

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第四号

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの(平  
成十四年佐賀県教育委員会告示第四号)の一部を次のように改正し、平成十六  
年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項に  
規定する法人のうち、」を削り、「資本金」を「出資金」に、「二分の一以  
上」を「四分の一以上」に改める。

●佐賀県教育委員会告示第五号

佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの  
(平成十四年佐賀県教育委員会告示第五号)の一部を次のように改正し、平成  
十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項に  
規定する法人のうち、」を削り、「資本金」を「出資金」に、「二分の一以  
上」を「四分の一以上」に改める。

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会告示第二号

佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの(平  
成十四年佐賀県公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正し、平成十六  
年十月一日から適用する。

平成十六年九月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項に  
規定する法人のうち、」を削り、「資本金」を「出資金」に、「二分の一以  
上」を「四分の一以上」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)